

上州漁業協同組合遊漁規則 (共第5号及び共第16号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、上州漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受け、かつ管理する共第5号及び共第16号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(アユ、マス(ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。)、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ、ワカサギ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、その他の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十二条に規定する場合を除き、その他の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者(第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十二条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

なお、釜、置針又はやすを使用して行う遊漁の申請者は、当該年度において他の漁具漁法による期間1年の遊漁の承認を受けた者でなければならない。ただし、第七条第二項に定める遊漁料を納付する申請者についてはこの限りでない。

4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水産動物	期 間
ア ユ	組合が定める日時から12月31日まで
ヤ マ メ	3月1日から9月20日
サ ク ラ マ ス (降海した後にさく河したものに 限る。以下同じ。)	
イ ワ ナ	
マ ス (ヤマメ、サクラマス、イワナを 除く。以下同じ。)	1月1日から12月31日

コ フ ウ オ ド	イ ナ グ イ カ ワ ジョウ	1月1日から12月31日
ワ	カサギ	9月21日から翌2月末日まで
ウ	ナギ	4月1日から9月30日まで

2 前項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(漁具漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具漁法	規 模
手 釣 ・ 竿 釣	1人につき2本以下・ 擬似おとり使用の友釣りの場合、ハリスの長さは擬似おとりの後端から20cm以下
投 網	1人につき1統以下・15cmにつき16節以下
す く い 網	1人につき1統以下・網口径100cm以下
釜	1人につき50統以下・口径15cm以下 長さ100cm以下
置 針	1人につき200以下
ぎ の め か き	1人につき1本以下
や す	1人につき1本以下
穴 釣	1人につき1本(ウナギ釣)以下

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア)漁具漁法	イ)水産動物	ウ) 区 域	エ) 期 間
--------	--------	--------	--------

毛針釣 (フライ、テンカラを 除く)	全魚種	明神橋から下流の烏川、横 川堰堤から下流の碓氷川、 市ノ萱川合流から下流の鑓 川(西牧川)、蟬の淵から下 流の南牧川	3日26日から組合が定め るアユ友釣解禁日まで
どぶ釣 (上げ下げ)	全魚種	漁場全域	1月1日から12月31日ま で
投 網	全魚種	里見発電所取水口から下 流の烏川及び栄橋から下 流の榛名白川、中橋から鼻 高橋までの間と中乗橋から 下流の碓氷川、下小阪大橋 から下流の鑓川、鑓川農業 用水取水口から下流の南 牧川(上記水域を以下「鮎 投網解禁区域」という。)	3月26日から9月1日午前 8時まで
	全魚種	久保井土堰堤から中橋ま での碓氷川(上記水域を以下 「友釣専用区」という。)	3月26日から10月1日午 前8時まで
	全魚種	里見発電所取水口から上流の 烏川本流及び烏川各支流(栄 橋から下流の榛名白川、碓氷 川を除く)、井野川本支流、中 乗橋から鼻高橋の間及び久保 井戸堰堤から上流の碓氷川本 流、碓氷川各支流、碓氷湖、 妙義湖、霧積湖、下小阪大橋 から上流の西牧川本流、鑓川 及び西牧川の各支流(高田 川・星川を除く)、鑓川農業用 水取水口から上流の南牧川本 流、南牧川各支流、馬庭堰取 水口堰堤上流50mから下流 100mまでの鑓川、小沢橋から 明戸橋の間の高田川、大塩 湖、東谷川ダム、野上ダム (上記水域を以下「投網通年 禁止区域」という。)	1月1日から12月31日まで
	全魚種	里見発電所取水口から下流の 烏川、久保井戸堰堤から鼻高 橋の間及び中乗橋から下流の 碓氷川、東部大橋から上流の 鑓川(西牧川)及び南牧川	12月1日から翌年2月末日 まで

エサ釣 リール付竿を使用 の鮎釣	ア ユ	漁場全域	1月1日から12月31日まで
引掛 ころがし オランダ釣 疑似おとり使用の 友釣	全魚種	投網通年禁止区域	1月1日から12月31日まで
		鮎投網解禁区域	11月1日から9月1日午前8 時まで
		友釣専用区	11月1日から翌年 10月1日午前8時まで
撒き餌釣	全魚種	全湖沼	1月1日から12月31日まで
すくい網	全魚種	漁場全域	3月26日から各漁場で定め る投網解禁日までの間の 増水、濁水時
舟使用漁法	全魚種	荒船湖、霧積湖、野上湖、東 谷川ダム	1月1日から12月31日まで
アクアラング 使用漁法	全魚種	漁場全域	1月1日から12月31日まで

3 前各項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。

4 前項の制限は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
稲荷橋から上流(榛名神社境内)の榛名川、馬庭堰 取水口堰堤上流50mから下流100mまでの鐮川、岡 部温故館から上流の丹生川	1月1日から12月31日まで
里見発電所取水口から上流の烏川本支流、滑川、 駒寄川、栄橋上流の白川、唐沢川、早瀬川 久保井戸堰堤から上流の碓氷川本支流、碓氷湖、霧 積湖、花ノ木橋から上流の九十九川本支流、恵宝沢 上流の秋間川、下小阪大橋から上流の西牧川本支 流、荒船湖、鐮川農業用水取水口から上流の南牧 川本支流、青倉川、中沢川、栗山川、横瀬川、野上 川、大沢川、雄川、矢田川、土合川	9月21日から翌年2月末日 まで 但し、次の場合を除く。 ①鮎の友釣り(9月30日まで) ②わかさぎ釣り
中川合流点より上流の増田川 中尾根沢合流点より上流の相間川	1月1日から 12月31日まで

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する全長のものは、採捕してはならない。

水産動物	全長
マス	15cm以下
ヤマメ	15cm以下
サクラマス	15cm以下
イワナ	15cm以下
コイ	15cm以下
ウグイ・オイカワ	8cm以下
ウナギ	30cm以下

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	採捕尾数制限
ヤマメ サクラマス イワナ	1日20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとする。ただし、期間1年の遊漁料は2月1日から4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は1,000円、アユを除く魚種の場合は300円を加算した額とする。また期間1日の遊漁料について第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種については第三条第一項の組合が定める日時から6月30日まで期間の場合は3,000円、前述以外の期間の場合は2,500円、アユを除く魚種については2,000円、アユ・ヤマメ・イワナ・サクラマスを除く魚種の場合は700円を加算した額とする。

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期間	遊漁料の額
全魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1日(第三条第一項の組合が定める日時から6月30日まで)	3,000円
		1日(上記以外の期間)	2,500円
		1年	11,600円

全魚種	同上・投網	1年	13,600円
アユを除く魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1日	2,000円
		1年	9,600円
アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナを除く魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき	1日	1,300円
		1年	6,300円
	釜	1年	15,000円
	置針・やす・穴釣	1年	5,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。ただし、遊漁料無料に係る遊漁については第二条1項のただし書きを準用する。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期間		遊漁料
小学生	全魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・やす	1年		無料
中学生 高校生	全魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・やす	1日(第三条第一項の組合が定める日時から6月30日まで)		1,500円
			1日(上記以外の期間)		1,250円
	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・やす	1年	中学生	3,000円	
			高校生	4,000円	
アユを除く魚種	徒手採捕・手釣・竿釣・すくい網・ぎのめかき・やす	1年		300円	

身体障害者 県内居住者で 手帳所有者	全魚種	徒手採捕・手釣・ 竿釣・すくい網・ぎ のめかき	1年	5,800円
		同上・投網	1年	6,800円
	アユを除く 魚種	徒手採捕・手釣・ 竿釣・すくい網・ぎ のめかき	1年	4,800円
	アユ・ヤマ メ・サクラマ ス・イワナを 除く魚種	同上	1年	3,400円

3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場)

第八条 組合は、3月1日から6月末日までと9月1日から12月末日までの期間内において組合が別に定める期間、次の区域を特設釣り場と定め、ニジマスの高密度な放流を行うものとする。

区 域： 中乗橋から烏川合流点までの碓氷川

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の特設釣り場遊漁料を別表の特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁法	区分	料金	魚種
竿 釣 (一人につき 1本)	中学生以下	1,000円	ニジマス
	組合が発行する期間1年の 遊漁証保有者	1,500円	
	上記以外の者	3,000円	

3 前各号の制限他、組合は漁具漁法、区域、期間、入漁時間等の規定を定め、特設釣り場を管理するものとする。この規定は組合事務所、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第九条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

第十一条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

○令和4年2月14日 群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-2号

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第143条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

別表 遊漁証取扱所

	地区	釣具店	住所	電話	年券	日券
1	高 崎	つりピット	高崎市江木町1499-1	027(384)3390	○	○
2		上州屋 高崎店	高崎市貝沢町1319-1	027(364)0675	○	○
3		サンビーム 高崎店	高崎市飯塚町206-6	027(364)3332	○	○
4		タックルベリー	高崎市飯塚町97-1高義ビル1F	027(370)0133	○	○
5		組合事務所	高崎市柳川町78	027(322)3041	○	○
6	倉 渚	セブンイレブン三ノ倉店	高崎市倉渚町三ノ倉380-1	027(378)3148	○	○
7		ローソン三ノ倉店	高崎市倉渚町三ノ倉1902-1	027(340)6121		○
8	榛 名	柳沢釣具店	高崎市上里見町635-1	027(374)1693	○	○
9	箕 郷	中島行雄	高崎市箕郷町西明屋419-1	027(371)2312	○	○
10		セブンイレブン箕郷上芝店	高崎市箕郷町上芝167-1	027(371)1505		○
11	坂 本	玉屋食堂	安中市松井田町坂本1011-1	027(395)2457	○	○
12	横 川	大野恵司	安中市松井田町五料2121-8	027(395)3501	○	○
13		魚幸商店	安中市松井田町横川370-2	027(395)2417	○	○
14	松井田	須藤 勝	安中市松井田町小日向605-3	027(393)2654	○	○
15		アングルサム	安中市松井田町松井田379	027(393)2196	○	○
16	磯 部	松風堂	安中市磯部町1-13-5	027(385)7023	○	○
17	下仁田	二ツ橋おとり店	甘楽郡下仁田町吉崎380	0274(82)4807	○	○
18		セブンイレブン下仁田店	甘楽郡下仁田町下仁田482-5	0274(82)2884		○
19		セブンイレブン下仁田インター店	甘楽郡下仁田町馬山5909	0274(82)5954		○
20		佐藤良三	甘楽郡下仁田町下仁田380-8	0274(82)5399	○	○
21		よろずや	甘楽町南牧村小沢1640	0274(87)2531	○	○
22		小金沢富雄	甘楽町南牧村大日向1660-2	0274(87)2335	○	○
23	富 岡	よろずや釣具店	富岡市富岡1231	0274(63)0114	○	○
24		組合富岡支部	富岡市七日市1151-11	0274(63)7849	○	○
25		大塩湖管理棟	大塩湖々畔	0274(64)0446		○
26		道の駅 甘楽	甘楽郡甘楽町小幡444-1	0274(74)5445		○
27		小幡SS長谷川石油店	甘楽郡甘楽町小幡769	0274(74)2498		○
28	吉 井	宮田敬二	高崎市吉井町池919	027(387)5066	○	○